　1003-02-01



一般社団法人日本原子力学会

学生連絡会細則

平成28年3月27日　第28回学生連絡会全体会議承認

（目的）

第１条　本細則は「学生連絡会規約」（1003-02）第1条および第3条に基づき，学生連絡会（以下，「連絡会」という）の運営について定めることを目的とする。

（全体会議）

第２条　連絡会全体会議は「学生連絡会規約」第8条に基づき，連絡会の重要事項の承認などをおこなう。具体的な議事に関しては，運営小委員会がこれを定める。

２　連絡会全体会議の議事は，電子メール等で連絡会員に告知する。

３　連絡会全体会議での採決は出席者の過半数の賛成によっておこなわれる。

（運営小委員会）

第３条　運営小委員会は，「学生連絡会規約」第3条に基づく連絡会の事業について企画・審議をおこなう。

２　運営小委員会の運営委員は，「学生連絡会規約」第6条に基づき，以下の手続きで選出される。（１）運営小委員会は，現運営委員の任期満了までに次期運営委員候補者名簿を取り纏める。

（２）既に運営委員となっている者のうち，次期も学生であり，かつ次期の運営委員を辞退しない者は次期運営委員候補者とする。

（３）運営小委員会は次期運営委員候補者名簿を連絡会全体会議に諮り，過半数の賛成により承認される。ただし現運営委員の任期満了までに連絡会全体会議を開催できない場合，連絡会長の承認により暫定の運営小委員会を組織する。

３　運営委員の任期は1年とする。運営委員の再選については制限を設けない。

４　任期途中での運営委員の追加，交代は，所属大学の連絡会員，または連絡会長が推薦する候補者を運営小委員会に諮り，出席委員の3分の2の賛成で運営委員として選出される。新たに選出された運営委員の任期は他の委員の残りの任期と同じとする。

（改定）

第４条　本細則の改定は，学生連絡会運営小委員会が起案し，学生連絡会全体会議の承認を得たのち，部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

１　平成24年3月21日　第22回学生連絡会全体会議改定，同日施行

２　改定履歴

　　①　平成10年11月26日　「学生連絡会内規」として第408回理事会制定

　　②　平成24年3月21日　第22回学生連絡会全体会議改定

③　平成27年9月10日　第27回学生連絡会全体会議承認，平成27年12月14日　第2回部会等運営委員会報告，平成28年1月26日　第6回理事会報告

④　平成28年3月27日　「学生連絡会細則」に変更　第28回学生連絡会全体会議承認，平成28年4月15日　部会等運営委員会メール報告，平成28年5月24日　第7回理事会報告

附則

１　平成27年9月10日承認の内規は，学生連絡会全体会議承認の日から施行する。

２　平成28年3月27日承認の細則は，学生連絡会全体会議承認の日から施行する。